



神奈川県

福祉子どもみらい局
子どもみらい部 次世代育成課

保育所認可等の手引き

～ 資料編 ～

令和6年10月

はじめに

『保育所認可等の手引き～資料編～』は、児童福祉法に基づく保育所の設置認可等に関して、児童福祉法、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び同施行規則等を集約したものです。

本手引きは、申請等を行う方が効率的かつ正確に手続きを進められるようわかりやすい情報提供に努めていますが、ご不明の点は必ずご確認ください。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の改正を受け、保育所を含む児童福祉施設の設備及び運営の基準を、県条例で定め、平成25年4月1日から施行しています。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び同施行規則）

この手引きは、県条例・規則の施行にあわせ、『保育所認可の手引き』（平成21年10月）を全面改訂したものです。

なお、保育所の設置に当たっては、他法令に基づく手続き等が必要な場合がありますので、関係法令の所管機関にご確認ください。

目 次

～ 資 料 編 ～

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- 3 保育所設置認可に係る審査基準
- 4 保育所設置認可に係る行政指導の指針
- 5 施設整備の入札・契約・着工に係る留意事項等

～ 付 録 ～

- 設備運営基準条例・審査基準・行政指導指針 対照表

～ 資料編 ～

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例【保育所抜粋版】

目次

第1章 総則（第1条～第20条）

第5章 保育所（第44条～第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかに社会に適応するように育成されることを保障するものとする

（設備及び運営の向上）

第3条 知事は、神奈川県児童福祉審議会の意見を聴いた上で、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第5条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域住民に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、児童福祉法（以下「法」という。）に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（職員の一般的要件）

第6条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第7条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設

備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及びそれぞれの児童福祉施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第9条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第10条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第11条 削除

(非常災害対策)

第12条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第12条の6及び第13条において「障害児入所施設等」という。)を除く。第12条の5及び第13条第2項において同じ。)は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月1回、これを行わなければならない。

第12条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第12条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第12条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の5 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継

- 続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
 - 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第 12 条の 6 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 児童福祉施設は、入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、当該者が身体を清潔に維持できるよう、適切な方法により入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 5 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 14 条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第 8 条第 1 項の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立にしなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理を行う場合は、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食育の推進に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第 15 条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。第 4 項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期的健康診断及び臨時的健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供の解除、停止その他の必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、これらの施設の設置者が入所している児童に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第17条 児童福祉施設（保育所を除く。）は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を定めなければならない。

(1) 入所する者の援助に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

(7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他施設の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第18条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速

かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってその施設の職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

=====
(職員)

- 第27条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。第3項、第6項及び第8項において同じ。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
- 6 第1項の看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える乳児院にはおおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。

=====
第5章 保育所

(設備の基準)

第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 前号の乳児室の面積は、乳児又は同号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) 第1号のほふく室の面積は、乳児又は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 第1号の乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近に所在する屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 前号の保育室又は遊戯室の面積は同号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、同号の屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 第5号の保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 第1号の乳児室若しくはほふく室又は第5号の保育室若しくは遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける保育所の建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける保育所の建物は次に掲げる要件にそれぞれ該当するものであること。
 - ア 耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下、この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）であること（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物であること。）。
 - イ 保育室等が設けられている階に応じ、常用又は避難用の区分ごとに、屋内階段、屋外階段その他の規則で定める施設又は設備が 1 以上設けられていること。
 - ウ イに規定する規則で定める施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。
 - エ 保育所の調理室（規則で定める要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されているとともに、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこ

- れに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。
- オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第 45 条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、当該保育所の満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所以外の場所で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とする。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画（乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。）に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第 46 条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 15 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 25 人につき 1 人以上とする。ただし、一の保育所につき 2 人を下ることはできない。

(保育時間等)

第 47 条 保育所における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。

2 保育所における開所時間は、1 日につき 11 時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。

3 保育所の長は、前項の規定により開所時間を定めようとするときは、あらかじめ、当該保育所の所在地の市町村長と協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(保育の内容)

第 48 条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については規則で定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第 49 条 保育所の長は、入所している乳幼児の保護者と常に密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第 50 条 保育所は、自らその行う法第 39 条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第 51 条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
 - 11 第 46 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
 - 13 この条例の施行の際現に設置されている保育所及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第 35 条第 4 項の規定による認可の申請が行われ、施行日以後に当該申請に係る認可により設置される保育所については、第 47 条第 3 項前段の規定は、適用しない。
- (保育所の職員配置に係る特例)
- 14 第 46 条第 2 項本文の規定により必要となる保育士の数が 1 人となる場合には、当分の間、同項ただし書の規定により置かなければならない保育士のうち 1 人は、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者とする事ができる。
 - 15 第 46 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
 - 16 1 日につき 8 時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超える場合には、第 46 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
 - 17 前 2 項の規定により保育士の数の算定について幼稚園教諭若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなした場合においては、保育士（附則第 11 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（附則第 11 項及び前 2 項の規定の適用がないものとした場合に第 46 条第 2 項の規定により算定される数をいう。）の 3 分の 2 以上置かなければならない。

(検討)

- 18 知事は、施行日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則（平成 26 年 6 月 10 日条例第 40 号）
この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
附 則（平成 26 年 10 月 21 日条例第 60 号）
- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成 27 年 3 月規則第 24 号で、同 27 年 4 月 1 日から施行）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（平成 27 年神奈川県規則第 24 号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成 26 年神奈川県条例第 60 号）の施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日とする。

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。）である保育所に係る保育士の数については、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間は、改正後の第 46 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日条例第 59 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 2 日条例第 65 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「第 13 条第 2 項各号」を「第 13 条第 3 項各

号」に改める改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 14 日条例第 51 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日条例第 36 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 95 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 24 日条例第 54 号）

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日条例第 41 号）

改正 令和 5 年 3 月 20 日条例第 15 号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 72 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（業務継続計画の策定等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 12 条の 6 の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症等の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置）

- 3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 13 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和 5 年 3 月 20 日条例第 15 号）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 12 条の 3（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条中、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置）

- 3 改正後の第 12 条の 4 第 2 項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること又はこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる装置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 3 年神奈川県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 号中「改正後の第 12 条の 3」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 12 条の 6」に改める。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日条例第 36 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日条例第 47 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 19 日条例第 67 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の

第46条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第46条第2項の規定は、なおその効力を有する。

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(給付金の種類)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号。以下「条例」という。）第16条に規定する規則で定める給付金は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第374号）に定める給付金とする。

(乳児院の長の資格)

第2条 条例第29条第1項第4号に規定する規則で定める者は、次に掲げる期間の合計が3年以上である者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司（第8条第1号において「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

(母子生活支援施設の長の資格)

第3条 条例第37条第1項第4号に規定する規則で定める者は、前条各号に掲げる期間の合計が3年以上である者とする。

(保育所の設備等)

第4条 条例第44条第8号イ（条例第43条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める施設又は設備は、別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備とする。

2 条例第44条第8号エ（条例第43条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(保育の内容)

第5条 条例第48条（条例第43条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める指針は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に定める指針とする。

(児童養護施設の長の資格)

第6条 条例第58条第1項第4号に規定する規則で定める者は、第2条各号に掲げる期間の合計が3年以上である者とする。

(児童心理治療施設の長の資格)

第7条 条例第92条第1項第4号に規定する規則で定める者は、第2条各号に掲げる期間の合計が3年以上である者とする。

(児童自立支援施設の長の資格)

第8条 条例第100条第1項第4号に規定する規則で定める者は、次に掲げる期間の合計が5年以上（こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上）である者とする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
 (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）
 (児童自立支援専門員の資格)

第9条 条例第101条第1項第4号に規定する規則で定める者は、前条各号に掲げる期間の合計が2年以上である者とする。

2 条例第101条第1項第5号に規定する規則で定める者は、前条各号に掲げる期間の合計が5年以上である者とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

階	区 分	施 設 又 は 設 備
2階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、保育所の建物の1階から2階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、保育所の建物の1階から3階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、保育所の建物の1階から保育室等（条例第44条第8号に規定する保育室等をいう。）が設けられている階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室（同令第123条第3項第2号に規定する構造を有する場合又は階段室が同号に規定する構造を有する場合に限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同令第123条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

附 則（平成 27 年 3 月 3 日規則第 5 号）
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 21 日規則第 90 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 31 日規則第 81 号）
この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 48 号）
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 27 日規則第 51 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 11 日規則第 14 号）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この規則による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則に規定する乳児院等の長の資格を有して勤務している者とみなす。

附 則（令和 5 年 5 月 26 日規則第 49 号）
この規則は、公布の日から施行する。

3 保育所設置認可に係る審査基準

保育所設置認可に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所（以下「保育所」という。）について、児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成25年条例第5号。以下「条例」という。）、児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年規則第12号。以下「条例施行規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、法35条第4項の規定に基づき神奈川県知事が設置を認可する際に必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第2条 条例第7条第2項に規定する研修の機会の確保のため、条例施行規則第5条で定める指針に従い、職員の研修に関する計画が作成されていること。

(非常災害対策)

第3条 条例第12条に規定する「非常災害に関する具体的な計画」として、同条に規定する訓練その他非常災害時における保育所の対応を定めた計画が作成されていること。

(食育の計画)

第4条 条例第14条第5項に規定する「食育の推進」を図るため、条例施行規則第5条に規定する指針の内容を踏まえた食育の計画が作成されていること。

(保育所内部の規程)

第5条 条例第17条第2項に規定する保育所内部の規程として、次の運営についての重要事項に関する規程を園則として定めること。

なお、次の定める事項のうち、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、当該別途定めている規定を示せば足りることとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
保育所としての目的及び運営の方針を示すこと。
- (2) 提供する保育の内容
条例第48条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に基づき提供する保育のほか、障害児の受入れ体制等その園の提供する保育についても積極的に記すこと。
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
園長、保育士（国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ）、嘱託医及び調理員など、職員の職種、員数及び職務内容について記すこと。
- (4) 保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日
保育の提供を行う日時及び行わない日を明確に記すこと。
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
「特定教育・保育施設及び特定地域型保育の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第13条の規定を踏まえ、適切に記すこと。
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号、第2号に加え、3号のうち、乳児及びその他の幼児ごとに利用定員を記すこと。
- (7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

保育所の入退所や利用に当たっての留意事項を記すこと。

(8) 緊急時等における対応方法

緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法などを記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨記すこと。

(9) 非常災害対策

火災や地震などの、非常災害等に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止のために講じている対策について記すこと。

(11) その他施設の運営に関する重要事項

その他保育所の運営に関する重要事項について記すこと。

(苦情への対応)

第6条 条例第 20 条に規定する「窓口の設置その他の必要な措置」として、次の事項を定めた施設の規程等が整備されていること。

(1) 苦情受付担当者、苦情解決責任者その他施設における苦情解決体制

(2) 施設内における苦情解決のための手続

(3) 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知方法

(設備の基準)

第7条 条例第 44 条に規定する設備については、次の基準に適合していること。

(1) 乳児室又はほふく室（これらを一の部屋として運営する場合を含む。）は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの（以下「有効面積」という。）が、条例又は次号に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。

(2) 乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋の面積は、乳児又は2歳に満たない幼児1人につき2.475平方メートル以上であること。

(3) 第5号に規定する「屋外遊戯場に代わるべき場所」とは、公園、広場、寺社境内等とし、次の要件に該当するものであること。

ア 条例第 44 条第 6 号に規定する屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。

イ 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が乳幼児同伴で徒歩 10 分程度であって移動に当たって安全が確保されていること。

ウ 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる者であること。

(4) 屋外遊戯場は、保育所の建物が耐火建築物の場合であって、用地が不足し、地上に利用可能な場所がないときに限り、当該保育所の建物の屋上を利用した屋外遊戯場とすることができることとし、その設備は、条例第 44 条第 6 号に定める基準のほか、次の要件を満たすこと。

ア 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。

イ 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

ウ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。

エ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。

オ 屋上の周囲に、上部を内側にわん曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設けること。

カ 条例第 44 条第 8 号キに規定する非常警報器具又は非常警報設備は屋上にも通ずるものとするこ

と。

(5) 保育室又は遊戯室は、有効面積が条例に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場合（保育室と遊戯室をそれぞれ設置する場合を含む。）の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。

(6) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、当該保育室等の階数にかかわらず、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策が講じられていること。

（保育室等を2階以上に設ける場合の基準）

第8条 保育室等を2階以上の複数階にわたって設ける場合は、保育所の構造設備のすべてについて、当該保育室等のうち最も高い階に設ける場合の基準に適合していること。

2 条例施行規則別表（2、3階）に規定する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号に規定する避難用の屋内階段を設置する場合、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。

(1) バルコニー又は付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

(2) 付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

(3) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

3 条例施行規則別表に規定する「待避上有効なバルコニー」は、次の各号の要件を満たす構造であること。

(1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。

(2) バルコニーは十分に外気に開放すること。

(3) バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。

(4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

(5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。

4 条例施行規則別表に規定する「屋外傾斜路又はこれに準じる設備」は、乳幼児の避難に適した構造であること。また、「準じる設備」とは、非常用滑り台であること。屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とすること。

5 屋外傾斜路、これに準じる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意されたいこと。

6 条例施行規則別表（4階以上）に規定する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号に規定する避難用の屋内階段を設置する場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。この場合のバルコニー又は付室は第2項の各要件を満たすものであること。

7 条例施行規則別表（4階以上）に規定する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第

1 項各号に規定する避難用の屋内階段を設置する場合の排煙設備の「同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」とは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことができる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」（昭和 44 年 5 月 1 日建設省告示第 1728 号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

また、「その他の有効に排煙することができる」と認められるものとは、建築基準法施行令第 129 条の 2 の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第 129 条の 2 の 2 の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。

なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

8 条例施行規則別表（4 階以上）に規定する屋外傾斜路については、第 4 項と同様であること。

9 条例第 44 条第 8 号ウに規定する「避難上有効な位置」とは、施設又は設備が、保育室等のそれぞれに配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものであること。

10 条例施行規則第 4 条第 2 項第 1 号に規定するスプリンクラー設備に類するもので「自動式のもの」とは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和 63 年消防予第 136 号消防庁予防課長通知）に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。

11 条例施行規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定する「自動消火装置」とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）第 11 条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択すること。

- (1) レンジ用簡易自動消火装置
- (2) フライヤー用簡易自動消火装置
- (3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置
- (4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

12 条例施行規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定する「調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置」とは、調理室を不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けるものであること。

13 条例第 44 条第 8 号キに規定する「消防機関へ火災を通報する設備」としては、電話が設けられていれば足りるものであること。（ただし延べ床面積 500 m²未満の場合に限る。）

（保育所の設備の基準の特例）

第 9 条 条例第 45 条に規定により食事の外部搬入を行なう保育所において、同条に規定する「当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」とは、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有するものであり、具体的には再加熱を行なうための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等であること。

（調理業務の全部委託）

第 10 条 調理業務の全部を委託しようとする場合は、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質を確保するため、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知）の 2 から 6 に定められた条件が遵守されていること。

（職員）

第11条 保育所には、条例第15条、第47条及び第49条に規定する業務並びに条例施行規則第5条に規定する指針において施設長の責務とされている業務を行なうため、保育所の長を置くこと。

2 条例第46条第2項に規定する保育士の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとの保育所定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したも（小数点以下第2位を切り捨て）の合計を四捨五入した人数以上が常勤職員として確保されていること。

乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	15
満4歳以上の幼児	25

3 保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育士の数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士その他常勤以外の保育士（以下「短時間勤務保育士等」という。）を充てることができる。この場合において、前項の保育士数の算定に当たっては、短時間勤務保育士等の1か月の勤務時間の合計を当該保育所の就業規則等で定められている常勤保育士の1か月の勤務時間数で除したも（小数点以下切捨て）を常勤換算値として適用する。

(1) 常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る条例第46条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。

(2) 常勤保育士に代えて短時間勤務保育士等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

（保育の内容等）

第12条 条例第48条に規定する保育の内容に関し、条例施行規則第5条で定める指針に従い、次の各号に定める計画等が策定されていること。

(1) 保育課程及び指導計画

(2) 入所児童の健康増進に関する保健計画

(3) 保育士及び保育所の自己評価の実施に関する計画

（保護者との連絡）

第13条 条例第49条に規定する保護者との連絡について、条例施行規則第5条で定める指針に従い、その方法、頻度等が定められていること。

（業務の質の評価等）

第14条 保育所として、自ら行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこと。また、定期的に外部評価を受けた上で、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならないこととされており、5年に1度程度を受審が可能となるよう、公定価格上の評価も行うこととしていることから、積極的に外部評価を受審するよう努めること。

附 則

（施行期日）

1 この審査基準は、平成25年4月1日から施行する。

（保育所の職員配置に係る特例）

2 条例附則第14項及び第16項に規定する「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 法第6条の3第1項第9号に規定する家庭的保育者
 - (2) 知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修のうち地域保育コースの地域型保育を修了した者
- 3 条例附則第17項に規定する保育士数については、保育士資格を有しない者の合計数が、必要な保育士数の3分の1を超えてはならないものであり、各時間帯における配置であること。

附 則

この審査基準は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和6年10月1日から施行する。

4 保育所設置認可に係る行政指導の指針

保育所設置認可に係る行政指導の指針

(趣旨・目的)

第1条 この行政指導指針は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所（以下「保育所」という。）について、法35条第4項の規定に基づき神奈川県知事が設置を認可するに当たり、児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成25年条例第5号。以下「条例」という。）及び児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年規則第12号。以下「条例施行規則」という。）に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させ、もって児童の心身の健やかな育成を図るため、当該認可の申請をする者に対して共通して行う行政指導の内容となるべき事項（以下「行政指導指針」という。）を定めるものとする。

(保育所の基本的要件)

第2条 保育所を設置する地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、法、条例及び条例施行規則に定める基準に適合している者から保育所設置に係る申請があった場合には、認可するものとする。ただし、子ども・子育て支援法に基づき策定された神奈川県子ども・子育て支援事業計画において定める設定区域における必要利用定員数に達しているか、又は当該認可申請に係る保育所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、認可をしないことができる。

(保育所の設置経営主体)

第3条 保育所の設置主体は、法人であることを基本とする。

2 設置認可の申請者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(1) 設置者が社会福祉法人又は学校法人である場合

児童福祉法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

(2) 設置者が社会福祉法人及び学校法人（以下、「社会福祉法人等」という。）以外の者である場合

ア 設置者が以下の(7)及び(イ)の要件のいずれにも該当し、保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、(ウ)にも該当すること。

(7) 保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、第3項に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えない。

(イ) 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(ウ) 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。」とは(7)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。

(7) 実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設（神奈川県

認定保育施設補助事業補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日制定）第 2 条に規定する認定保育施設（以下「認定保育施設」という。）を含む。））、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において 2 年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(ウ) 経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。

3 次の各号に掲げる者は、前項第 1 号アの規定にかかわらず、それぞれ各号に定める不動産について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて保育所を設置することができる。

(1) 既設法人（設置認可申請の際、既に第一種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号までに掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち保育所を営む事業若しくは障害福祉サービス業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人（以下、「既設法人」という。）をいう。）が保育所の用に供する不動産（次の要件に該当する場合に限る。）

ア 当該不動産に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得ていること。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を要しない。

(ア) 建物の賃借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(2) 既設法人以外の社会福祉法人が保育所の用に供する土地（当該保育所が、都市部等土地の取得が極めて困難な地域、又は都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にある場合であって、次の要件に該当する場合に限る。）

ア 当該土地に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得ていること。ただし、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合その他安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合は、地上権又は賃借権の登記を要しない。

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

(3) 社会福祉法人以外の者が保育所の用に供する土地又は建物（次の要件に該当する場合に限る。）

ア 当該土地又は建物に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得ていること。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合には、地上権又は賃借権の登記を要しない。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

ウ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県が認めた額の合計額の資金を、安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。（ただし、当該資金については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で減額することができる。）

エ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

（定員）

第4条 保育所の定員は、20人以上とすること。

（苦情への対応）

第5条 条例第20条第1項に規定する「必要な措置」として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってその施設の職員以外の者（以下「第三者委員」という。）を関与させなければならない。

2 前項に規定する第三者委員の設置形態、要件その他の基準は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日雇児発第575号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによるものとする。

（設備の基準）

第6条 保育所には、条例第44条各号に定めるもののほか、次の設備を設けること。

- (1) 事務室、職員休憩室
- (2) 調乳室及び沐浴室（乳児を入所させる保育所に限る。）
- (3) 調理員専用便所（調理室を設置する保育所に限る。）

2 条例第44条第1号に規定する便所は、幼児専用のものであること。

3 乳児室又は乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋の面積は、乳児又は幼児1人につき3.3平方メートル以上を確保するよう努めること。

4 条例第44条第5号の便所の数は、男子20人につき大便所及び小便所各1以上、女子20人につき1以上とすること。

（職員）

第7条 保育所には、条例第46条に規定するもののほか、嘱託歯科医を置くこと。

（保育の内容の評価）

第8条 条例第50条第2項に規定する評価は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める福祉サービス第三者評価事業によるものとする。

（夜間保育所の設置認可）

第9条 午後8時を超えて保育を実施する保育所であって、開所時間がおおよそ午後10時までのもの（以下「夜間保育所」という。）については、次の要件に適合している場合に認可するものとする。

- (1) 設置経営主体は、児童の保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。
- (2) 定員が20名以上であること。
- (3) 対象児童は、夜間、保護者の就労等により保育に欠けるため、市町村が保育の実施を行うものであること。

- (4) 仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。
 - (5) 既存の施設に夜間保育所を併設する場合にあっては、直接児童の保育の用に供する設備は当該夜間保育所の専用であること。ただし、管理部門等については運営に支障を生じない範囲で既存の施設の設備と共用することができる。
- 2 夜間保育所における保育所の長は、保育士（国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ）の資格を有し、直接児童の保育に従事することができる者であること。この場合において、保育士については、当該保育所の長を除き、条例第 46 条第 2 項に規定する基準に従い配置すること。
- 3 既存の施設（保育所、乳児院、母子生活支援施設等）に夜間保育所を併せて設置するときは、当該施設の医務室、調理室、便所及び屋外遊戯場を、当該夜間保育所と兼用又は共用とすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この行政指導指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
（保育所の職員配置に係る特例）
- 2 条例附則第 15 項に規定する者のうち、保育に従事したことがない幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭に対しては、知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修を修了するよう努めること。また、幼稚園教諭及び小学校教諭は、次の年齢の児童を中心に保育すること。
- (1) 幼稚園教諭については、3 歳以上児
 - (2) 小学校教諭については、5 歳児
- 3 事業者は、条例附則第 16 項に規定する「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」に対しては、保育士資格の取得を促していくこと。
- 4 条例附則第 14 項から第 17 項における保育所の職員配置に係る特例に関しては、過去 3 年間の指導監査において、知事から法第 59 条第 1 項第 3 号の規定に基づく勧告や改善命令等を受けている保育所においては、本則どおり指導していくものとする。

附 則

この行政指導指針は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この行政指導指針は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この行政指導指針は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

施設整備の入札・契約・着工に係る留意事項等

ア 入札に関する注意事項（補助金を受けて整備する場合）

就学前教育・保育施設整備交付金等による保育所整備費の補助を受けようとする場合、当該整備のために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続きの取扱いに準拠する必要があります。必ず事前に市町村の取扱いを確認してください。

イ 既存施設の財産処分（過去に補助金を受けて整備した施設の解体等を行う場合）

既存建物の処分（解体等）を伴う場合で、当該建物が過去に補助金の交付を受けて整備されたものであるときは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、事前に承認が必要となり、場合によっては、補助金の一部返還等の条件を付されることがあります。（次項「財産処分の承認について」参照）

■ 財産処分の承認について

- 国の施設整備費補助金である社会福祉施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付の条件では、厚生労働大臣又はこども家庭庁長官が別に定める期間（財産処分制限期間）を経過するまでは厚生労働大臣又はこども家庭庁長官の承認を受けずに処分（転用、譲渡、交換、貸付、取壊し及び廃棄）してはならないことになっています。
- これらの補助・交付金を受けて整備した施設・設備を、財産処分制限期間が経過する前に処分する場合、事前に財産処分の申請をし、厚生労働大臣又はこども家庭庁長官の承認を受ける必要があります。
- 安心こども基金で改築あるいは増改築に伴い解体撤去工事を行う際には、財産処分手続を行い承認された後に、はじめて解体撤去工事に着手できます。
- 県又は市町村による施設整備等の補助金を受けている場合は、国への財産処分申請とは別に、県又は市町村の規則等に基づく財産処分の承認申請が必要となりますので、既存施設整備時に受けた全ての補助金について確認をお願いします。

財産処分の具体的な手続きについては、次世代育成課の施設整備担当まで、早めにご照会ください。

【参考通知】

- ・ 「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」（令和5年6月15日付けこ成事第331号、こ支彦第69号）
- ・ 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日付け雇児発第0417001号通知）
- ・ 「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金に係る財産処分の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第424号）
- ・ 「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」（令和5年8月22日こ成事第421号）

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 (最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例で定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかに社会に適応するように育成されることを保障するものとする。 (設備及び運営の向上)</p> <p>第3条 知事は、神奈川県児童福祉審議会の意見を聴いた上で、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> <p>第4条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。 (児童福祉施設の一般原則)</p> <p>第5条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域住民に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設には、児童福祉法（以下「法」という。）に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 (職員の一般的要件)</p> <p>第6条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けたものでなければならない。 (職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第7条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければな</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所（以下「保育所」という。）について、児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成25年条例第5号。以下「条例」という。）、児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年規則第12号。以下「条例施行規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、法35条第4項の規定に基づき神奈川県知事が設置を認可する際に必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第2条 条例第7条第2項に規定する研修の機会の確保のため、条例施行規則第5条で定める指針に従い、職員の研修に関する計画が作成されていること。 【条例解釈】</p>	<p>(趣旨・目的)</p> <p>第1条 この行政指導指針は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所（以下「保育所」という。）について、法35条第4項の規定に基づき神奈川県知事が設置を認可するに当たり、児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成25年条例第5号。以下「条例」という。）及び児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年規則第12号。以下「条例施行規則」という。）に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させ、もって児童の心身の健やかな育成を図るため、当該認可の申請をする者に対して共通して行う行政指導の内容となるべき事項（以下「行政指導指針」という。）を定めるものとする。 (保育所の基本的要件)</p> <p>第2条 保育所を設置する地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、法、条例及び条例施行規則に定める基準に適合している者から保育所設置に係る申請があった場合には、認可するものとする。ただし、子ども・子育て支援法に基づき策定された神奈川県子ども・子育て支援事業支援事業計画において定める設定区域における必要利用定員数に達しているか、又は当該認可申請に係る保育所の設置によってこれを越えることになることと認めるときは、認可をしないことができる。【⑩】 (保育所の設置経営主体)</p> <p>第3条 保育所の設置主体は、法人であることを基本とする。【独自・法令先取】</p> <p>2 設置認可の申請者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 【⑩】</p> <p>(1) 設置者が社会福祉法人又は学校法人である場合 児童福祉法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。</p> <p>(2) 設置者が社会福祉法人及び学校法人（以下、「社会福祉法人等」という。）以外の者である場合</p> <p>ア 設置者が以下の(イ)及び(ウ)の要件のいずれにも該当し、保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、(ウ)にも該当すること。</p> <p>(イ) 保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、第3項に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えない。</p> <p>(ウ) 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。</p> <p>(ウ) 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。</p> <p>イ 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。</p>

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針
<p>らない。 (他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するとき、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。</p> <p>2 前項の規定は、入所している者の居室及びそれぞれの児童福祉施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。 (入所した者を平等に取り扱う原則)</p> <p>第9条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第10条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第11条 削除 (非常災害対策)</p> <p>第12条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第12条の6及び第13条において「障害児入所施設等」という。）を除く。第12条の5及び第13条第2項において同じ。）は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月1回、これを行わなければならない。</p> <p>第12条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (安全計画の策定等)</p> <p>第12条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対す</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第3条 条例第12条に規定する「非常災害に関する具体的な計画」として、同条に規定する訓練その他非常災害時における保育所の対応を定めた計画が作成されていること。【条例解釈】</p>	<p>ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。 「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。」とは(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。 (ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設（神奈川県認定保育施設補助事業補助金交付要綱（平成14年4月1日制定）第2条に規定する認定保育施設（以下「認定保育施設」という。）を含む。）、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。 (イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。 (ウ) 経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。 エ 児童福祉法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。</p> <p>3 次の各号に掲げる者は、前項第1号アの規定にかかわらず、それぞれ各号に定める不動産について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて保育所を設置することができる。【12】</p> <p>(1) 既設法人（設置認可申請の際、既に第一種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人（以下、「既設法人」という。）をいう。）が保育所の用に供する不動産（次の要件に該当する場合に限る。）</p> <p>ア 当該不動産に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得ていること。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を要しない。【13】</p> <p>(ア) 建物の賃借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合 (イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合 イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。【13】</p> <p>(2) 既設法人以外の社会福祉法人が保育所の用に供する土地（当該保育所が、都市部等土地の取得が極めて困難な地域、又は都市部等地域以外の地域であつ</p>

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針
<p>る施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第12条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。 (業務継続計画の策定等)</p> <p>第12条の5 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第12条の6 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>		<p>て緊急に保育所の整備が求められている地域にある場合であつて、次の要件に該当する場合に限る。）【⑫】</p> <p>ア 当該土地に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得ていること。ただし、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合その他安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合は、地上権又は賃借権の登記を要しない。【⑫】</p> <p>イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。【⑫】</p> <p>(3) 社会福祉法人以外の者 保育所の用に供する土地又は建物（次の要件に該当する場合に限る。）【⑫】</p> <p>ア 当該土地又は建物に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得ていること。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合には、地上権又は賃借権の登記を要しない。【⑫】</p> <p>(7) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合</p> <p>(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合</p> <p>イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。【⑫】</p> <p>ウ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県が認めた額の合計額の資金を、安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。（ただし、当該資金については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で減額することができる。）【⑫】</p> <p>エ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。【⑫】 (定員)</p> <p>第4条 保育所の定員は、20人以上とすること。【⑩】</p>

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針
<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 児童福祉施設は、入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、当該者が身体を清潔に維持できるよう、適切な方法により入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>5 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第14条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第8条第1項の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立にしなければならない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食育の推進に努めなければならない。</p>	<p>(食育の計画)</p> <p>第4条 条例第14条第5項に規定する「食育の推進」を図るため、条例施行規則第5条に規定する指針の内容を踏まえた食育の計画が作成されていること。</p>	

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針				
<p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="231 766 854 934"> <tr> <td>児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td> <td>入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td> <td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供の解除、停止その他の必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に注意を払わなければならない。</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、これらの施設の設置者が入所している児童に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</p> <p>(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</p> <p>(児童福祉施設内部の規程)</p> <p>第17条 児童福祉施設（保育所を除く。）は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を定めなければならない。</p> <p>(1) 入所する者の援助に関する事項 (2) その他施設の管理についての重要事項</p> <p>2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>【条例解釈】</p> <p>(保育所内部の規程) 【⑱】</p> <p>第5条 条例第17条第2項に規定する保育所内部の規程として、次の運営についての重要事項に関する規程を園則として定めること。</p> <p>なお、次の定める事項のうち、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、当該別途定めている規定を示せば足りることとする。</p>	
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所時の健康診断					
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針
<p>(1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 (7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他施設の運営に関する重要事項 (帳簿の整備)</p> <p>第18条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。 (秘密保持等)</p> <p>第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってその施設の職員以外の者を関与させなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を</p>	<p>(1) 施設の目的及び運営の方針 保育所としての目的及び運営の方針を示すこと。 (2) 提供する保育の内容 条例第48条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に基づき提供する保育のほか、障害児の受入れ体制等その園の提供する保育についても積極的に記すこと。 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 園長、保育士（国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ）、嘱託医及び調理員など、職員の職種、員数及び職務内容について記すこと。 (4) 保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日 保育の提供を行う日時及び行わない日を明確に記すこと。 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第13条の規定を踏まえ、適切に記すこと。 (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号、第2号に加え、3号のうち、乳児及びその他の幼児ごとに利用定員を記すこと。 (7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 保育所の入退所や利用に当たっての留意事項を記すこと。 (8) 緊急時等における対応方法 緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法などを記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨記すこと。 (9) 非常災害対策 火災や地震などの、非常災害等に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 虐待の防止のために講じている対策について記すこと。 (11) その他施設の運営に関する重要事項 その他保育所の運営に関する重要事項について記すこと。 (苦情への対応) 【2】</p> <p>第6条 条例第20条に規定する「窓口の設置その他の必要な措置」として、次の事項を定めた施設の規程等が整備されていること。</p> <p>(1) 苦情受付担当者、苦情解決責任者その他施設における苦情解決体制 (2) 施設内における苦情解決のための手続 (3) 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知方法</p>	<p>(苦情への対応)</p> <p>第5条 条例第20条第1項に規定する「必要な措置」として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってその施設の職員以外の者（以下「第三者委員」という。）を関与させなければならない。</p> <p>2 前項に規定する第三者委員の設置形態、要件その他の基準は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日雇児発第575号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによるものとする。</p>

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針
<p>受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p> <p>（ 第2章 助産施設 ～ 第4章 母子生活支援施設（略） ）</p> <p>第5章 保育所 （設備の基準）</p> <p>第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 前号の乳児室の面積は、乳児又は同号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 第1号のほふく室の面積は、乳児又は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 第1号の乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近に所在する屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(6) 前号の保育室又は遊戯室の面積は同号の幼児1人につき1.98平方メートル</p>	<p>（設備の基準）</p> <p>第7条 条例第44条に規定する設備については、次の基準に適合していること。</p> <p>(1) 乳児室又はほふく室（これらを一の部屋として運営する場合を含む。）は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したものであること。以下「有効面積」という。）が、条例又は次号に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。【条例解釈】</p> <p>(2) 乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋の面積は、乳児又は2歳に満たない幼児1人につき2.475平方メートル以上であること。【条例解釈】</p> <p>(3) 第5号に規定する「屋外遊戯場に代わるべき場所」とは、公園、広場、寺社境内等とし、次の要件に該当するものであること。【⑨】</p> <p>ア 条例第44条第6号に規定する屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。</p> <p>イ 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が乳幼児同伴で徒歩10分程度であって移動に当たって安全が確保されていること。</p> <p>ウ 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる者であること。</p> <p>(4) 屋外遊戯場は、保育所の建物が耐火建築物の場合であって、用地が不足し、地上に利用可能な場所がないときに限り、当該保育所の建物の屋上を利用した屋外遊戯場とすることができることとし、その設備は、条例第44条第6号に定める基準のほか、次の要件を満たすこと。【③】</p> <p>ア 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。</p> <p>イ 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。</p> <p>ウ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。</p> <p>エ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。</p> <p>オ 屋上の周囲に、上部を内側にわん曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設けること。</p> <p>カ 条例第44条第8号キに規定する非常警報器具又は非常警報設備は屋上にも通ずるものとする。</p>	<p>（設備の基準）</p> <p>第6条 保育所には、条例第44条各号に定めるもののほか、次の設備を設けること。</p> <p>(1) 事務室、職員休憩室【独自】</p> <p>(2) 調乳室及び沐浴室（乳児を入所させる保育所に限る。）【①】</p> <p>(3) 調理員専用便所（調理室を設置する保育所に限る。）【⑱】</p> <p>2 条例第44条第1号に規定する便所は、幼児専用のものであること。【独自】</p> <p>3 乳児室又は乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋の面積は、乳児又は幼児1人につき3.3平方メートル以上を確保するよう努めること。【④】</p> <p>4 条例第44条第5号の便所の数は、男子20人につき大便所及び小便所各1以上、女子20人につき1以上とすること。【①、旧最低基準】</p>

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針								
<p>以上、同号の屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 第5号の保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(8) 第1号の乳児室若しくはほふく室又は第5号の保育室若しくは遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける保育所の建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける保育所の建物は次に掲げる要件にそれぞれ該当するものであること。</p> <p>ア 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下、この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）であること（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物であること。）。</p> <p>イ 保育室等が設けられている階に応じ、常用又は避難用の区分ごとに、屋内階段、屋外階段その他の規則で定める施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <p>*****</p> <p>◆ 児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例施行規則 （保育所の設備等）</p> <p>第4条 条例第44条第8号イ（条例第43条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める施設又は設備は、別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備とする。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="210 1591 1006 1927"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、保育所の建物の1階から2階までの部分の当該階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、保育所の建物の1階から2階までの部分の当該階段	<p>(5) 保育室又は遊戯室は、有効面積が条例に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場合（保育室と遊戯室をそれぞれ設置する場合を含む。）の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。【条例解釈】</p> <p>(6) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、当該保育室等の階数にかかわらず、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策が講じられていること。【③】</p> <p>（保育室等を2階以上に設ける場合の基準）</p> <p>第8条 保育室等を2階以上の複数階にわたって設ける場合は、保育所の構造設備のすべてについて、当該保育室等のうち最も高い階に設ける場合の基準に適合していること。【③】</p> <p>2 条例施行規則別表（2、3階）に規定する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号に規定する避難用の屋内階段を設置する場合、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。【③】</p>	
階	区分	施設又は設備								
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段								
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、保育所の建物の1階から2階までの部分の当該階段								

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例		保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針
	<p>については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。）</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>	<p>(1) バルコニー又は付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。</p> <p>(2) 付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。</p> <p>(3) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。</p> <p>3 条例施行規則別表に規定する「待避上有効なバルコニー」は、次の各号の要件を満たす構造であること。【③】</p> <p>(1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。</p> <p>(2) バルコニーは十分に外気に開放すること。</p> <p>(3) バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。</p> <p>(4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。</p> <p>(5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。</p> <p>4 条例施行規則別表に規定する「屋外傾斜路又はこれに準じる設備」は、乳幼児の避難に適した構造であること。また、「準ずる設備」とは、非常用滑り台であること。屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とすること。【③】</p> <p>5 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意されたいこと。【③】</p>	
3階	<p>常用</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p> <p>避難用</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、保育所の建物の1階から3階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>		
4階以上	<p>常用</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">避難用</td> <td style="padding: 5px;"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、保育所の建物の1階から保育室等（条例第44条第8号に規定する保育室等をいう。）が設けられている階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室（同令第123条第3項第2号に規定する構造を有する場合又は階段室が同号に規定する構造を有する場合に限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同令第123条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 </td> </tr> </table> <p>*****</p> <p>ウ イに規定する規則で定める施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>エ 保育所の調理室（規則で定める要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されているとともに、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>*****</p> <p>[第4条] つづき</p> <p>2 条例第44条第8号エ（条例第43条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、保育所の建物の1階から保育室等（条例第44条第8号に規定する保育室等をいう。）が設けられている階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室（同令第123条第3項第2号に規定する構造を有する場合又は階段室が同号に規定する構造を有する場合に限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同令第123条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	<p>6 条例施行規則別表（4階以上）に規定する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号に規定する避難用の屋内階段を設置する場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。この場合のバルコニー又は付室は第2項の各要件を満たすものであること。【③】</p> <p>7 条例施行規則別表（4階以上）に規定する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号に規定する避難用の屋内階段を設置する場合の排煙設備の「同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」とは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことができる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」（昭和44年5月1日建設省告示第1728号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。</p> <p>また、「その他の有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。</p> <p>なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。【③】</p> <p>8 条例施行規則別表（4階以上）に規定する屋外傾斜路については、第4項と同様であること。</p> <p>9 条例第44条第8号ウに規定する「避難上有効な位置」とは、施設又は設備が、保育室等のそれぞれに配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものであること。【③】</p> <p>10 条例施行規則第4条第2項第1号に規定するスプリンクラー設備に類するもので「自動式のもの」とは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和63年消防予第136号消防予防課長通知）に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。</p> <p>11 条例施行規則第4条第2項第2号に規定する「自動消火装置」とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第11条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択すること。【③】</p>	<p>保育所設置認可に係る行政指導指針</p>
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、保育所の建物の1階から保育室等（条例第44条第8号に規定する保育室等をいう。）が設けられている階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室（同令第123条第3項第2号に規定する構造を有する場合又は階段室が同号に規定する構造を有する場合に限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同令第123条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針
<p>***** オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。 (保育所の設備の基準の特例) 第45条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所以外の場所で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3) 当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とする こと。 (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 (5) 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画（乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。）に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>(1) レンジ用簡易自動消火装置 (2) フライヤー用簡易自動消火装置 (3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置 (4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置 12 条例施行規則第4条第2項第2号に規定する「調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置」とは、調理室を不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けるものであること。【③】 13 条例第44条第8号キに規定する「消防機関へ火災を通報する設備」としては、電話が設けられていれば足りるものであること。（ただし延べ床面積500㎡未満の場合に限る。）【③】 (保育所の設備の基準の特例) 第9条 条例第45条に規定により食事の外部搬入を行なう保育所において、同条に規定する「当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」とは、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有するものであり、具体的には再加熱を行なうための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等であること。【⑧】 (調理業務の全部委託) 第10条 調理業務の全部を委託しようとする場合は、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質を確保するため、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）の2から6に定められた条件が遵守されていること。【⑦】</p>	

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針								
<p>(職員)</p> <p>第46条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 前項の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。</p> <p>(保育時間等)</p> <p>第47条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。</p> <p>2 保育所における開所時間は、1日につき11時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。</p> <p>3 保育所の長は、前項の規定により開所時間を定めようとするときは、あらかじめ、当該保育所の所在地の市町村長と協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第48条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については規則で定める指針に従う。</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 保育所には、条例第15条、第47条及び第49条に規定する業務並びに条例施行規則第5条に規定する指針において施設長の責務とされている業務を行なうため、保育所の長を置くこと。【条例解釈】</p> <p>2 条例第46条第2項に規定する保育士の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとの保育所定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したものと(小数点以下第2位を切り捨て)の合計を四捨五入した人数以上が常勤職員として確保されていること。【20】</p> <table border="1" data-bbox="1083 598 1573 772"> <tr> <td>乳児</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳に満たない幼児</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳に満たない幼児</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の幼児</td> <td>25</td> </tr> </table> <p>3 保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育士の数に短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の保育士その他常勤以外の保育士(以下「短時間勤務保育士等」という。)を充てることことができる。この場合において、前項の保育士数の算定に当たっては、短時間勤務保育士等の1か月の勤務時間の合計を当該保育所の就業規則等で定められている常勤保育士の1か月の勤務時間数で除したものと(小数点以下切捨て)を常勤換算値として適用する。【5】</p> <p>(1) 常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上(乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る条例第46条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合は2名以上)配置されていること。</p> <p>(2) 常勤保育士に代えて短時間勤務保育士等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。</p> <p>(保育の内容等)</p> <p>第12条 条例第48条に規定する保育の内容に関し、条例施行規則第5条で定める指針に従い、次の各号に定める計画等が策定されていること。【条例解釈】</p> <p>(1) 保育課程及び指導計画</p>	乳児	3	満1歳以上満3歳に満たない幼児	6	満3歳以上満4歳に満たない幼児	15	満4歳以上の幼児	25	<p>(職員)</p> <p>第7条 保育所には、条例第46条に規定するもののほか、嘱託歯科医を置くこと。【20】</p>
乳児	3									
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6									
満3歳以上満4歳に満たない幼児	15									
満4歳以上の幼児	25									

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針
<p>***** (保育の内容) 第5条 条例第48条(条例第43条第1項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める指針は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に定める指針とする。 ***** (保護者との連絡) 第49条 保育所の長は、入所している乳幼児の保護者と常に密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。 (業務の質の評価等) 第50条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 第51条 削除</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (運営の基準に関する経過措置) 2～10(略) 11 第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。【⑥】 13 この条例の施行の際現に設置されている保育所及びこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法第35条第4項の規定による認可の申請が行わ</p>	<p>(2) 入所児童の健康増進に関する保健計画 (3) 保育士及び保育所の自己評価の実施に関する計画</p> <p>(保護者との連絡) 第13条 条例第49条に規定する保護者との連絡について、条例施行規則第5条で定める指針に従い、その方法、頻度等が定められていること。【条例解釈】</p> <p>(業務の質の評価等) 第14条 保育所として、自ら行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこと。また、定期的に外部評価を受けた上で、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならないこととされており、5年に1度程度の受審が可能となるよう、公定価格上の評価も行うこととしていることから、積極的に外部評価を受審するよう努めること。【⑯】</p>	<p>(保育の内容の評価) 第8条 条例第50条第2項に規定する評価は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日雇児発第0507001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める福祉サービス第三者評価事業によるものとする。</p> <p>(夜間保育所の設置認可) 第9条 午後8時を超えて保育を実施する保育所であつて、開所時間がおおよそ午後10時までのもの(以下「夜間保育所」という。)については、次の要件に適合している場合に認可するものとする。【⑭】 (1) 設置経営主体は、児童の保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。 (2) 定員が20名以上であること。 (3) 対象児童は、夜間、保護者の就労等により保育に欠けるため、市町村が保育の実施を行うものであること。 (4) 仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。 (5) 既存の施設に夜間保育所を併設する場合にあつては、直接児童の保育の用に供する設備は当該夜間保育所の専用であること。ただし、管理部門等については運営に支障を生じない範囲で既存の施設の設備と共用することができる。 2 夜間保育所における保育所の長は、保育士(国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ)の資格を有し、直接児童の保育に従事することができる者であること。この場合において、保育士については、当該保育所の長を除き、条例第46条第2項に規定する基準に従い配置すること。 3 既存の施設(保育所、乳児院、母子生活支援施設等)に夜間保育所を併せて設置するときは、当該施設の医務室、調理室、便所及び屋外遊戯場を、当該夜間保育所と兼用又は共用とすることができる。【⑮】</p>

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針
<p>れ、施行日以後に当該申請に係る認可により設置される保育所については、第47条第3項前段の規定は、適用しない。</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>14 第46条第2項本文の規定により必要となる保育士の数が1人となる場合には、当分の間、同項ただし書の規定により置かなければならない保育士のうち1人は、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。</p> <p>15 第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>16 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超える場合には、第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>17 前2項の規定により保育士の数の算定について幼稚園教諭若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなした場合においては、保育士（附則第11項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（附則第11項及び前2項の規定の適用がないものとした場合に第46条第2項の規定により算定される数をいう。）の3分の2以上置かなければならない。 (検討)</p> <p>18 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この審査基準は、平成25年4月1日から施行する。 (保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 条例附則第14項及び第16項に規定する「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 法第6条の3第1項第9号に規定する家庭的保育者 (2) 知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修のうち地域保育コースの地域型保育を修了した者</p> <p>3 条例附則第17項に規定する保育士数については、保育士資格を有しない者の合計数が、必要な保育士数の3分の1を超えてはならないものであり、各時間帯における配置であること。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この行政指導指針は、平成24年4月1日から施行する。 (保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 条例附則第15項に規定する者のうち、保育に従事したことのない幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭に対しては、知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修を修了するよう努めること。また、幼稚園教諭及び小学校教諭は、次の年齢の児童を中心に保育すること。 (1) 幼稚園教諭については、3歳以上児 (2) 小学校教諭については、5歳児</p> <p>3 事業者は、条例附則第16項に規定する「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」に対しては、保育士資格の取得を促していくこと。</p> <p>4 条例附則第14項から第17項における保育所の職員配置に係る特例に関しては、過去3年間の指導監査において、知事から法第59条第1項第3号の規定に基づく勧告や改善命令等を受けている保育所においては、本則どおり指導していくものとする。</p>

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針
<p>附 則 この条例は、平成26年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）である保育所に係る保育士の数については、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、改正後の第46条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める改正規定は、平成28年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第95条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 この条例は、令和2年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第72条の改正規定は、公布の日から施行する。 (業務継続計画の策定等に関する経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の6の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 (感染症等の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置) 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第13条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>附 則 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。 (安全計画の策定等に係る経過措置) 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第12条の3（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条中、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知</p>	<p>附 則 この審査基準は、平成27年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この審査基準は、平成28年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この審査基準は、令和6年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この行政指導指針は、平成27年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この行政指導指針は、平成28年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この行政指導指針は、令和6年10月1日から施行する。</p>

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	保育所設置認可に係る審査基準	保育所設置認可に係る行政指導指針
<p>するよう努めなければ」とする。 (自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置)</p> <p>3 改正後の第12条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。を備えること又はこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる装置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。</p> <p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。 附則第2号中「改正後の第12条の3」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の6」に改める。</p> <p>附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第46条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第46条第2項の規定は、なおその効力を有する。</p>		

条文の根拠について

番号	通知名	発出日	文書番号	通知者
①	児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（児童家庭局関係）の施行について（抄）	昭和62年3月9日	児発第141号	厚生省児童家庭局長
②	児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について	平成12年8月22日	児発第707号他	厚生省児童家庭局長等連名
③	児童福祉施設最低基準等の一部改正について	平成14年12月25日 平成26年9月5日改正	雇児発第1225008号 (雇児発第0905第5号)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
④	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について	平成23年10月28日	雇児発1028第1号	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
⑤	保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて	令和3年3月19日	子発0319第1号	厚生労働省子ども家庭局長
⑥	保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等 について	令和4年11月30日	事務連絡	厚生労働省子ども家庭局保育課
⑦	保育所における調理業務の委託について	平成10年2月18日	児発第86号	厚生省児童家庭局長
⑧	保育所における食事の提供について	平成22年6月1日	雇児発0601第4号	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
⑨	待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について	平成13年3月30日	雇児保第11号	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
⑩	保育所の設置認可等について	平成12年3月30日 平成26年12月12日改正	児発第295号 (雇児発第1212第5号)	厚生省児童家庭局長
⑪	「保育所の設置認可等について」の取扱いについて【平成26年12月廃止】	平成12年3月30日	児保第10号	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
⑫	不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について	平成16年5月24日 平成26年12月12日改正	雇児発第0524002号他 (雇児発第1212第7号他)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名
⑬	国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について	平成12年9月8日	児発第732号他	厚生省児童家庭局長等連名
⑭	夜間保育所の設置認可等について	平成12年3月30日	児発第298号	厚生省児童家庭局長
⑮	夜間保育所の設置認可等の取扱いについて	平成12年3月30日	児保第15号	厚生省児童家庭局保育課長
⑯	小規模保育所の設置認可等について	平成12年3月30日	児発第296号	厚生省児童家庭局長
⑰	「小規模保育所の設置認可等について」の取扱いについて	平成12年3月30日	児保第11号	厚生省児童家庭局保育課長
⑱	社会福祉施設における衛生管理について	平成9年3月31日	社援施第65号	厚生省児童家庭局企画課長等連名
⑲	子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について	平成26年9月5日	雇児発0905第4号	厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局長
⑳	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	令和5年5月19日	こ成保38 5文科初第483号	こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長
㉑	保育所等における保育士配置に係る特例について(通知)	平成28年2月18日	雇児発0218第2号	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

参考事務連絡等

番号	通知名	発出日	文書番号	通知者
①	保育所保育指針	平成29年3月31日	厚生労働省告示第117号	厚生労働大臣
②	保育所保育指針解説	平成30年2月		厚生労働省
③	保育所における食事の提供ガイドライン	平成24年3月		厚生労働省
④	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (2019 年改訂版)	平成31年4月		厚生労働省
⑤	保育所における感染症対策ガイドライン (2018 年改訂版)	平成 30年3月 (令和5年5月一部改訂)		子ども家庭庁
⑥	保育所における自己評価ガイドライン (2020 年改訂版)	令和2年3月		厚生労働省
⑦	保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応 等 に関するガイドライン	令和5年5月		子ども家庭庁
⑧	保育所分園の設置運営について	平成10年4月9日 平成21年7月9日	児発第302号 雇児発第0709第6号改正	厚生省児童家庭局長
⑨	保育所への入所の円滑化について	平成10年2月13日 平成22年2月17日	児保第3号 雇児保発0217第1号改正	雇用均等・児童家庭局保育課長
⑩	児童福祉施設等における児童の安全の確保について	平成13年6月15日	雇児総発第402号	雇用均等・児童家庭局総務課長ほか
⑪	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	平成12年6月7日	児発第575号	厚生省児童家庭局長ほか
⑫	保育士配置基準緩和周知チラシ	平成28年10月		神奈川県次世代育成課
⑬	保育所等 における安全計画の策定に関する留意事項等 について	令和4年12月15日	事務連絡	子ども家庭局保育課
⑭	保育所等 における インクルーシブ保育 に関する留意事項等について	令和4年12月26日	事務連絡	子ども家庭局保育課ほか
⑮	児童福祉施設等における業務継続計画等について	令和4年12月23日	事務連絡	子ども家庭局保育課ほか
⑯	保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について	令和5年4月21日	こ成保21	こども家庭庁成育局長
⑰	保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて	令和6年6月25日	こ成保666	こども家庭庁成育局長
⑱	保育所等 における子ども食堂等の地域づくりに資する取組の実施等について	令和5年9月7日	こ成保152	こども家庭庁成育局保育政策課長ほか



神奈川県

福祉子どもみらい局 次世代育成課 保育・待機児童対策グループ
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588
電話(045)210-4663 FAX(045)210-8956